

第 2 編

基本構想

第1章 将来像

- 1 基本理念 22
- 2 将来の都市像 23

第2章 将来人口

第3章 土地利用構想

- 1 土地利用の方針 25
- 2 ゾーン別基本方向 25

第4章 施策の大綱

- 1 安全・安心で、うるおいのあるまちづくり 28
- 2 健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり 29
- 3 いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり 30
- 4 個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり 31
- 5 市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり 32
- 6 効率的で顧客志向の行政経営 33

1 基本理念

今、経済構造の変革や少子高齢社会の進行による先行きの不透明感、犯罪の増加や局所的な集中豪雨・東海地震等の災害に対する不安感などが高まっています。このような状況のなかで、市民誰もが幸せな生活を送れるようにするには、その土台となるすべての市民が尊ばれる社会、安全・安心な社会を、市民と行政が信頼関係を深めながら協働して構築していくことが重要です。

そのためには、これまでの経済発展の中で弱まってきた市民と市民、市民と地域との結びつきが強い地域社会に再構築していく必要があります。

そこで本計画では、次のような地域社会を目指しまちづくりを進めていきます。

「協働で創る しあわせ社会」

大切なことは、一人ひとりがお互いの違いを認め合いながら、地域社会の中で自分なりの幸せを見出すのと同時に、互いの幸せを願うことです。この幸せは市民一人ひとりが地域社会の中で役割を果たし、その一員として存在感を実感する中から生まれるものではないでしょうか。幸せが実感できる地域社会は、構成する一人ひとりの市民相互の信頼や共感に基づきつくりあげる社会です。

わたしたち（市民、企業、行政）は、対話と協働を進め、市民一人ひとりが尊重され、「しあわせ」を共に創りだすことができる地域社会づくりを目指します。

2

将来の都市像

市民、企業、行政相互の絆のもとに市民一人ひとりが自分なりの役割を発揮する地域社会をベースに、本市の持つ可能性を最大限に引き出し、厳しい環境の中でもいつまでも輝きを失わないまちを目指していく必要があります。

名古屋市に隣接する住宅都市として成長してきた本市には、名古屋市境の北西部を中心に、勅使池、二村山など豊かな自然環境が残されています。また、第二東名高速道路、名鉄名古屋本線など道路と鉄道の幹線を有する優れた広域交通条件を備えています。こうした豊かな自然と利便性が調和した環境の中で、市民の活発な活動と相互のふれあいと助け合いにより、子どもから高齢者まで誰もが安心して生きがいを持てる生活が楽しめる都市を目指します。

そこで、本市の将来の都市像を

「人・自然・文化 ほほえむ安心都市」

とします。

第1編
序
論第2編
基本構
想第3編
基本計
画第1章
基本フ
レーム第2章
ハート
ナリー
ン第3章
第1節
生活環
境第2節
保健福
祉第3節
都市基
盤・
産業振
興第4節
教育文
化第5節
交流と
市民参
加第6節
計画推
進

第2章

将来人口

本市における人口は、順調に増加してきましたが、平成2年以降の伸びはやや鈍化し、平成17年には68,285人（国勢調査：速報値）となっています。

全国的には少子化・高齢化の進行などにより、近い将来のうちに人口は増加から減少に転じると推計されています。

しかし、全国に比べて人口構成が若い本市では、今後10年間人口は緩やかに増加しつづけると推計されます。また、子育て支援施策の充実や市内の居住環境の整備を進めるなどにより、人口の増加を目指します。

従って、本市の人口は、目標の平成27年（2015年）度において、72,000人を想定します。

第3章

土地利用構想

1

土地利用の方針

本市は、名古屋市に隣接し、第二東名高速道路・名鉄名古屋本線などの広域交通幹線の要衝となる優れた立地条件にあり、水と緑の良好な自然環境にも恵まれています。

こうした優れた立地条件を生かした新たな土地利用の可能性を追求するとともに、良好な自然環境の保全・活用を図り、自然、居住、産業のバランスのとれた土地利用を目指します。

人口定住を促進するために、現在の市街化区域内の基盤整備や居住環境の改善を進め、未利用地の宅地化を推進するとともに、市街化調整区域内の宅地と農地の混在地域では、潤いのある環境を維持しながら区域を設定して計画的に市街化を誘導します。

また、市街化調整区域の農地や自然は保全を図るとともに、市民の潤い空間として活用を推進します。

2

ゾーン別基本方向

①自然潤いゾーン

貴重な自然が残る勅使池・二村山、健康・医療の広域拠点となる藤田保健衛生大学、レジャーの拠点となる中京競馬場が分布する本市北西部地区は、森や池などの貴重な自然環境を保全整備していくとともに、自然とふれあひながら健康で潤いのある生活が楽しめるゾーンとして必要な機能整備を進めます。

②農地保全ゾーン

東部から南部の農業基盤が整った優良農地が広がる地区は、貴重な食糧生産機能の維持・向上を図るために、農地の保全・整備を進めます。

③田園居住ゾーン

市街化調整区域内の農地や農業集落、ため池や緑地が分布する地区は、地産地消を可能にする農業生産や自然体験の場として農地や自然を積極的に活用するとともに、田園風景と調和した居住環境の整備を進めます。

第1編
序論第2編
基本構想第3編
基本計画第1章
基本フレーム第2章
まちづくりプラン

第3章

第1節
生活環境第2節
保健福祉第3節
産業振興第4節
教育文化第5節
市民交流と参加第6節
計画推進

④居住ゾーン

既存の市街化区域においては、広く住居専用地域を配置して用途の混在を防ぎ良好な住環境の形成・維持を図ります。また、駅や幹線道路周辺地区において利便性の高い住宅地として、周辺環境と調和しながら生活サービス機能や中高層住宅の誘導を進めるとともに若い世帯の定住を促進します。

市街化区域に連坦し、混住化が進んでいる市街化調整区域においては、住民の意向や下水道事業の実施可能時期を踏まえて市街化区域への編入を検討するとともに、地区計画や土地区画整理事業などの導入により良好な市街地形成を誘導します。

また、超長期的には、地下鉄の延伸と都市計画道路名古屋岡崎線の整備に合わせて、北部地区に新規市街地住宅ゾーンを設定して都市基盤整備を推進します。

⑤生産流通ゾーン

本市南部の第二東名豊明インター周辺地区においては、交通条件を活用した新規企業の立地誘導を進めるとともに、愛知豊明花き地方卸売市場を起点に「花」関連の生産流通機能の集積を図り、全国的な拠点形成を目指します。

⑥都市拠点

「前後駅周辺地区」「三崎地区」「豊明駅周辺地区」は、それぞれ特徴のある商業機能の充実を図るとともに、各種業務・商業サービス機能の集積を誘導し、快適で利便性の高い諸活動を支える拠点を形成します。

超長期的には、地下鉄の延伸により、地下鉄駅と都市計画道路名古屋岡崎線が接する地点を豊明市の新たな玄関口として整備し、各種業務・サービス機能の集積を誘導します。

⑦水と緑のネットワーク軸

ため池、公園・緑地を市民が自然とふれあうことができる拠点として保全・整備を進めるとともに、勅使池をはじめとする親水空間整備と公園・緑地とのネットワーク化を図り、自然環境に恵まれた本市の魅力を高める水と緑の軸を形成します。

第4章
施策の大綱

1

安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

＜リサイクルと有機循環のまちづくりの推進＞

市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、リサイクルを推進するとともに現在一部地区で取り組んでいる生ごみの堆肥化を全市的に拡大し、ごみの減量化を促進します。この生ごみから生産される堆肥を市内の農業を通じて安全な農産物として市民に還元する有機循環のまちづくりを推進します。

＜自然保全による水と緑の環境づくり＞

潤いのある豊かな生活環境を形成するために、本市の特徴であるため池の保全と水辺環境整備を進め、自然の保全と活用を推進します。公園・緑地も、地域の人口構成の変化に伴う地域住民のニーズの変化に合わせてより親しみやすい公園・緑地に再整備するとともに、公共下水道整備区域の拡大による水質浄化を進め、やすらぎと潤いを感じられる水と緑の環境づくりを進めます。

＜安全・安心な環境づくり＞

豊かな生活環境の基本となる地域の安全性を高めるために、歩行者の通行の安全性を確保する交通安全対策、増加する犯罪を抑止する防犯対策、多様化する災害からまちを守る防災対策の充実を図ります。こうした安全対策を効果的に推進するために、市民一人ひとりの意識を高め、市民主体の交通安全運動、防犯活動、防災体制の充実を図り、安全・安心な生活環境を実現します。

2

健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり

<市民の健康づくりの支援>

市民の誰もが住み慣れた地域や家庭でいつまでも元気に充実した生活が送れるようにするため、特に、死因の大きな要因にもなっている生活習慣病の予防の観点から、健診事業や、健診事後のフォローアップである健康相談や健康指導などの保健事業を推進します。

また、健康や豊かな人生は自分たちの力で手に入れるという発想による一人ひとりの主体的な健康改善を社会的に支援するヘルスプロモーション*の理念に基づき、行政と医療機関、健康づくりを進める市民活動グループなどが相互に連携し、健康に関する知識・技術の提供や社会環境づくりといった側面からの健康づくり支援施策を推進します。

<安心して子育てできる環境づくり>

わが国全体の重要な課題となっている少子化対策を本市の実情に合わせて効果的に推進するために、次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て支援事業や保健事業などを総合的に推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。

<高齢者・障害者が元気で暮らせる環境づくり>

今後、大幅に増加する高齢者が健康で安心して暮らせるようにするために、介護予防施策を重点的に推進し、介護保険制度の円滑な運用を図るとともに、介護保険サービス事業者との連携によりサービス基盤とそれを補完する在宅福祉サービスの充実を図ります。また、ノーマライゼーション*の理念のもとで、健康づくり、生きがいづくり、社会参加の機会づくりを進め、高齢者、障害者がいつまでも地域社会のなかで元気に暮らせる社会環境を整備します。

<市民参画による地域福祉活動の推進>

高齢者、障害者、子どもも含めて全ての市民が、心身ともに健康で、安心して暮らせるようにするには、公的な福祉サービスの充実に加えて、地域住民が共にふれあい支えあう地域福祉活動を積極的に推進することが重要になります。そこで、市民の参画のもとで地域福祉計画を策定し、地域住民の主体的な参画のもとで多様なサービスを総合的に提供する体制の構築を目指します。

3

いきいきとした賑わいと
活力あふれるまちづくり**<市民の協力による良好で魅力ある住環境整備>**

名古屋市に隣接し自然環境に恵まれた住宅都市として成長してきた本市は、今後もこの魅力を大切に、住んでよかったと感じられるまちづくりを進めることが期待されています。

そのために、土地区画整理事業や地区計画の推進など、都市施設の整った良好な住宅地の整備を推進します。また、景観整備や花いっぱい運動など、市民の協力によって魅力ある景観形成を図る運動を促進します。

<高齢者・障害者を始めとした誰もが活動しやすい環境整備>

増加傾向にある高齢者や障害者を始めとした誰もが活動しやすい都市環境を整えるために、歩道や住宅等のバリアフリー化やひまわりバスの充実を進めるなど、ユニバーサルデザイン*によるまちづくりを推進します。

<商工業の活性化>

周辺都市への購買力の流出により厳しい環境に置かれている商業を地域経済の活性化や地域の雇用の確保という観点から捉え、空き店舗等を活用した新規事業者の導入による商店街の魅力づくりを進めるとともに、オリジナル性の高い商品の開発など特色のある商業の展開を支援します。

また、既存工業の生産拡大や新規企業の導入を進めるために、工業用地の確保を図るとともに、周辺地域の大学・試験研究機関との連携による技術開発を支援します。

<産業誘致と花をテーマとしたまちづくりの推進>

第二東名高速道路が整備され、広域交通の利便性がさらに高まっています。この優れた立地条件と全国的な拠点となっている花き市場を生かして南部地域を中心に新たな産業誘致を推進します。さらに、花き市場と農業や商業との連携を深め、花をテーマとしたまちづくりを推進します。

4

個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり

<人生を豊かにする生涯学習・スポーツの推進>

生涯にわたって学ぶ心を持ち、心豊かな人生を送ることができるように、市民の学習ニーズに対応できる学習情報の提供や学習相談の充実、学習成果の発表機会の拡大を図るとともに、指導者として社会に役立っていけるような仕組みを構築するなど生涯学習のまちづくりを推進します。さらに、市民が文化・スポーツ活動に親しむことができる環境づくりを進め、地域文化の継承・創造を促すとともに、より多くの市民がスポーツを通じて生きがいを見出し、健康を保持・増進できるように努めます。

<自ら学ぶ力と心豊かな人間性を育む教育環境の充実>

将来を担う子どもたちが、豊かな人間性と自ら学び考える力を身に付け、健やかに成長するために、教職員の資質・能力の向上に努め、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実践します。また、基本的な生活態度を習得する場である家庭教育を充実するよう意識の啓発を図ります。

家庭、地域、学校の連携を強化して、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるとともに、犯罪や災害などから子どもたちを守る安全な学校づくりを進めます。さらに、学校施設や設備等を充実するなど、教育環境の向上を図ります。

第1編
序
論

第2編
基本
構想

第3編
基本
計画

第1章
基本
フレーム

第2章
まち
づくり
プラン

第3章
第1節
生活
環境

第2節
保健
福祉

第3節
都市
基盤
・
産
業
振
興

第4節
教育
文化

第5節
交流
と
市
民
参
加

第6節
計
画
推
進

5

市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり

<市民協働のまちづくりとコミュニティの活性化の推進>

住みやすく魅力的な豊明市の実現という行政と市民の共通目標を達成するために、市民と行政が良きパートナーとして尊重し合い、対等の関係で活動の成果と責任を共有する市民協働のまちづくりを目指します。

そのために、ボランティア活動やNPO活動など、多様な市民活動を支援するとともに、行政情報の積極的な提供や市民同士や市民と行政間の情報共有に努めます。

また、計画策定など行政の様々な場面での市民参画機会の拡大とそのため制度化を検討します。さらに、地域の問題はできる限り地域で自主的に解決する住民自治力を高めるために、地域の幅広い年齢層が参加できるように自治会などの地域組織間の連携強化を支援するとともに、行政内部における横断的な支援体制を構築することによって、地域内分権を視野に入れたコミュニティの活性化を促進します。

<男女共同参画と多文化交流の推進>

市民の主体的な活動を活発にするために、男女が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画できる男女共同参画社会の構築を推進するとともに、海外をはじめとする多文化との共生に対する市民の理解と国内外との交流活動を促進し、開かれた地域社会を形成します。

6

効率的で顧客志向の行政経営

<広域行政の推進>

広域で処理した方が効率的な事務については、経費削減を図るために行政間で連携を強化し広域行政を推進します。

<市民満足度の高い行政経営と健全な財政運営>

これからの行政は、厳しい財政状況の中で市民の満足度の高い行政運営を実現しなくてはならないことから、広報・広聴活動などを通じて積極的に行政情報を提供して、市民への説明責任を果たし透明性の高い行政運営に努めます。また、限られた財源の中で効率的で質の高い行政サービスを実現するために、行政改革のさらなる推進を図るとともに、行政評価システムの確立、職員の能力開発や資質の向上に努めます。また、PFIや指定管理者制度の導入により幅広い分野で民間活力の導入や民間委託を推進し、行政運営の効率化を図ります。あわせて、自主財源の確保に努めるとともに使用料、補助金等を適切に見直し、健全な財政運営に努めます。



第1編
序
論

第2編
基本
構想

第3編
基本
計画

第1章
基本
フレーム

第2章
まちづくり
プラン

第3章
第1節
生活
環境

第2節
保健
福祉

第3節
都市
基盤
・
産業
振興

第4節
教育
文化

第5節
交流
と
市民
参加

第6節
計画
推進